



土管第812号
平成29年11月17日

各発注機関の長様

土木管理課長

現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）

現場代理人の兼務については、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（福井県工事請負契約約款第10条第3項）に基づき、一定の要件のもとに認めているところですが、その取扱いを定める「現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）」（平成29年4月21日付け土管第319号）を下記のとおり改めますので、適切な運用をお願いします。

記

1 兼務の取扱い

以下のケースⅠ、ⅡまたはⅢに該当する場合は現場代理人の兼務の申請をすることができる。（兼務する者が当該工事の専任の監理技術者になっている場合は除く。）

・ケースⅠ（次の①～④を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、3つの工事まで（※1）
- ②兼務する工事がすべて福井県発注工事（※2）
- ③兼務する工事現場がすべて同一市町内または概ね10km以内（※3）
- ④兼務する各々の工事の請負金額が3,500万円未満（税込）
（建築一式は7,000万円未満）

（※1）災害復旧工事（応急復旧工事を含む。以下同じ。）、工事として発注する草刈、樹木剪定の現場代理人の兼務については兼務できる工事の件数に含めない（災害復旧工事には国または福井県以外の地方公共団体が発注する工事を含む。）。

（※2）災害復旧工事を含む場合は福井県、国または福井県以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認める。

（※3）最遠の関係にある工事現場が、概ね10kmの範囲内の場合に認める。

・ケースⅡ（次の①～③を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、3つの工事まで
- ②兼務する工事がすべて福井県発注工事
- ③「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付け国土建第272号）（以下、「国通知」という。）で規定された、専任の主任技術者の兼務が認められる場合に該当するとき。
なお、ケースⅡにおける現場代理人の兼務に関しては、国通知の有効期間限りの対応とする。

・ケースⅢ（次の①～④を全て満たす場合）

①兼務できるのは、3つの工事まで

②兼務する工事がすべて国または地方公共団体の発注工事

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間であること。

④同一工場内で製作が行われていること。（※4）

（※4）同一工場とは、同一の目的（鋼橋の製作等）で使用している工場を指し、建物だけでなく、その敷地一体を含むものとする。

なお、ケースⅢにおける現場代理人の兼務に関しては、金額の制限はない。

2 現場代理人の兼務の申請

工事請負者は、1に該当する場合、現場代理人の兼務を土木工事関係書類作成要領様式-16により発注機関に申請することができる（行が不足する場合は適宜追加すること。）。

ただし、ケースⅠおよびケースⅢに該当し、兼務する工事のうちいずれかが国または福井県以外の地方公共団体の発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を認めたことが確認できる書類を添付すること。

3 現場代理人の兼務の承認

発注機関は、1の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

4 承認決定の通知

発注機関は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認・却下について書面（土木工事関係書類作成要領様式16-2）で工事請負者に回答するものとする。

5 施行時期

平成29年11月17日から施行し、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。

【担当】

建設業グループ

TEL：0776-20-0470

（内線 3333）